

募 集 要 項

問い合わせ

交通機関・宿泊について

種子屋久ツアーリスト

〒 891-3604
鹿児島県熊毛郡種子町野間5137番地

TEL 0997-27-3737 FAX 0997-27-1156

担当：姫野・春田

その他の問い合わせ

種子島サンセット車いすマラソン大会事務局

〒 891-3101
鹿児島県西之表市西之表6087番地

* お申込は、 FAX 0997-23-5295 にてお願いいたします。

TEL 0997-23-5294

* 電話でのお問い合わせは、月～金曜日の9時～17時の間にお願いいたします。

島内の送迎について

- 1 参加される選手や付き添いの方々につきましては、種子島到着から出発まで島内のボランティアが個別に送迎を行います。
- 2 自家用車で種子島に入られる参加者には、申込後別途ご案内を致します。

種子島サンセット車いすマラソン大会

第12回

2010.7.17 SAT

バリアフリーをめざす種子島

鹿児島県西之表市西之表6087番地

TEL 0997-23-5294 FAX 0997-23-5295

TEL 0997-27-3737 FAX 0997-27-1156

主催：種子島サンセット車いすマラソン大会実行委員会
大会実行委員会事務局
鹿児島県西之表市西之表6087番地(百合砂苑内)
TEL0997-23-5294・FAX0997-23-5295

と き：平成22年7月17日(土)

午後5時25分スタート

と ころ：住吉よきの海水浴場

募集〆切：平成22年5月15日まで

第12回 種子島サンセット車いすマラソン大会募集要項

目的

この大会は、全国の身体障がい者が車いすによるマラソンを通じて、体力の維持増進と身体障がい者の社会参加を図るとともに、広く島民の参加のもとに障がい者に対する理解を深め、感動を分かち合い、交流を広め共生社会の実現に寄与することを目的とする。

開催日時

平成22年7月17日（土）午後5時25分スタート トリムはハーフの10分後

競技種目

- ハーフマラソン
コース
スタート
ゴール
- トリムマラソン
コース
スタート
ゴール

(21.0975km)
からいも神社前～深川地区区間
山下建設前
よきの海水浴場
(500m)
よきの海水浴場～緑の回廊公園区間
よきの海水浴場
緑の回廊公園

参加料

ハーフマラソン参加料 1,000 円

参加資格

- ハーフマラソン
 - 1 身体障害者手帳を所持する車いす使用者で、主催者が定める要件に該当する者
 - 2 特に主催者が認めた者
- トリムマラソン
 - 1 身体障害者手帳を所持する手動・電動車いす使用者。但し18歳未満の者については学
校長及び施設長の許可を受け、保護者の承諾を得た者で主催者が認めた者。
 - 2 一般参加者も認める。但し手動車いすのみ使用。

表彰

- ハーフマラソン 男・女・頸損・シニア別に上位3位まで
- トリムマラソン 手動・電動別に上位3位まで

副賞

ハーフマラソンについては、男・女・頸損別に上位3位までと、総合順位でとび賞

申込期間

参加申込用紙(別紙)に必要事項明記の上平成22年5月15日までにお申込み下さい。
(消印有効)

競技規則

- 1 本大会は、ハーフマラソン(21.0975km)トリムマラソン(500m)とも同コースを走行する。
- 2 競技者は、決められた出発線から決勝線までコース内を走行する
- 3 競技者が走行中、他の競技者の走行を故意に妨害した場合失格とする。
- 4 競技者が走行中転倒した場合は、競技役員のみ介助を受けてもよい。
- 5 競技中における車いすのトラブル(パンク、シヤフトの破損など)は、競技者自信が解決するものについて認める。但し、競技役員の介助は認める。
- 6 競技者は、明確に識別できる競技役員の指示に従うこと。
- 7 競技者は、明確に識別できる競技役員から、競技中止を命ぜられた時は直ちに競技を中止しなければならない。
- 8 競技者の給水は、主催者が所定の場所で配るほか競技者自身の携帯を認める。
- 9 ハーフマラソンについて

- ① 競技者は、大会主催者の指定する所定の場所で必ず健康診断を受けること。受けない場合は失格とする。
- ② 競技者は、競技用ヘルメットの着用を義務付ける。着用のない場合は失格とする。
- ③ 車いすは、大輪2つ、小輪1つからなる競技用手動車いすとする。
- ④ 次の関門に制限時間を設ける。
深川折り返し地点を60分以内に通過及びゴール地点110分以内にゴールできない場合は失格とする。
- ⑤ 男・女・頸損・シニアの部それぞれ上位3位まで賞状を授与する。同タイムが出た場合は、複数でも授与する。
- ⑥ 完走者には記録証を交付する。

- 10 トリムマラソンについて
- ① 競技者は、あらかじめ自己申告タイムを提出し、完走後のタイムと照合し時間差の少ない者から順位を決める
- ② スタートはハーフマラソンスタート10分後とする。
- ③ 走行申告タイムは、10分以内とし、これを越えるものについては認めない。
- ④ 時間は1/100秒計を使用する。
- ⑤ 競技者は、走行中時計など時間を測定する機器類の所持を認めない。また、これらの貴重品は自己の責任において管理すること。
- ⑥ 車いすは、電動・手動を問わない。
- ⑦ 電動・手動の部それぞれに上位3位まで賞状を授与する。同タイムが出た場合は、複数でも授与する。
- ⑧ 完走者には記録証を交付する。

付

則

この規則は平成13年1月1日から施行する
この規則は平成13年6月8日から施行する
この規則は平成19年1月1日から施行する
この規則は平成21年4月1日から施行する

留意事項

- 1 競技者は、当日時間内に受付を終了して下さい。
- 2 走行時間を厳守し、これを越える走者は速やかに競技を中止し、競技役員の指示に従って下さい。
- 3 競技中、明確に識別できる競技役員より競技中止を指示された場合は、それに従って下さい。指示に従わない場合は失格となります。